

約 旨

1 取引条件

顧客(以下甲という)がビデオジェット・エックスライト株式会社(以下乙という)に注文した商品又はサービス(甲が依頼する修理を含む)の取引は甲と乙との間に、文書による契約又は覚書がある場合は、その定めるところによるものとし、その定めのない項目については、本約旨に基づくものとします。

2 納品・危険負担と検収

見積書に別途甲乙が合意した検収条件がない限り、甲は商品納品後ただちにこれを検品し、合格の場合は乙が用意した検収書に速やかに署名します。商品の所有権及び滅失・毀損についての危険負担は、納入時に乙から甲に対して移転します。検品不合格を発見した場合は、速やかに不合格の項目を乙に通知します。当該不合格を発見した場合、乙は、直ちに当該不合格項目に対する処理方法を甲に通知するとともに、必要とされる場合には、取り扱い説明書(英文も含む)に表示されている処置を乙が行います。

3 支払い

見積書に別途甲乙が合意した支払条件がない限り、甲は検収日を基準に甲の月次締めの後30日以内までに乙の指定する銀行口座に振り込み支払います。

4 納入遅延

乙は下記のアからオに起因する納入遅延の責任を負いません。

ア 地震、落雷、火災、風水害等の天災地変並びに環境汚染、戦争その他不可抗力による場合

イ 乙の親会社の部品調達元での事故により製造が遅れた場合

ウ 乙の国内部品調達元、運送機関等のストライキ等による場合

エ 乙及び第三者が商品を日本国外に再輸出する場合で所定の政府機関の承認取得手続きの遅れによる場合

オ 乙が設計・仕様・製造を変更した場合

5 製造物責任

乙は製造物責任法第4条所定の事由及び下記により発生した甲または第三者の損害賠償に責を負いません。

ア 甲または第三者が、当該商品の取り扱い説明書に指定された使用方法以外の使用方法又は取り扱い説明書で禁止されている使用方法によって商品を使用した場合。

イ 甲または第三者が、商品の購入後に独自に商品に加工をしたか、或は禁止されている方法で修理し、当該加工または修理を原因として損害が発生した場合。

ウ 乙が指定するインク及び溶剤液以外のものを使用した場合

6 商品の仕様

乙は予告なしに乙の商品の仕様を変更することがあります。

7 商品の保証

甲が取り扱い説明書、本体注意ラベルなどに従った使用又は保管中に、当該商品が故障した場合は、乙は保障期間内であれば無償で、無償保証期間後は乙が定める料金及び手順にて、修理致します。この場合、本約旨の5項に該当する場合は、乙は修理の責任を負いません。

8 損害補償

甲が、乙の商品を適正使用した場合において、乙の商品の不具合に起因する甲及び第三者の損害について、乙は商品販売代金以上の損害補償の責を負いません。

9 再輸出

乙が販売する商品は、米国輸出管理法並びに日本国の輸出貿易管理令により輸出が禁止又は規制されている国があります。よって甲或は第三者が該当商品を輸出する場合は、事前に乙に通知し、甲又は第三者が所定の政府機関の承認手続きをします。また、甲が、乙が販売する商品を第三者にリース又は再販売する場合には、商品が米国輸出管理法並びに日本国の輸出貿易管理令により輸出が禁止又は規制されている国がある旨を第三者或はリース先に通知する義務が甲にあることを承諾したものと致します。

10 協議解決

本約旨に定めない事項及び甲、乙間に生じた紛争又は疑義についてはその都度甲、乙協議して解決するものとしします。

11 管轄裁判所

本約旨に関する訴訟の管轄は、東京地方裁判所とします。

以上